（裏面）
この欄も忘れずに記入してください。

外　務　大　臣　殿　　令和　年　月　日届出
在　　大使　総領事　殿

この届出書の記載は事実に相違なく、旅券法第17条第5項の規定により届け出ます。また、同法第18条第1項第7号の規定により、上記に記載された公用旅券が失効することに異議はありません。

届出者

旅券請求事務担当者　所属・氏名

電話　　メールアドレス

注意事項	1．この書類の提出にあたっては、紛失又は焼失を立証する書類の添付を要する場合があります。 2．この届出書は、紛失（焼失）旅券を失効させ、当該旅券の不正使用等を防止するものです。上記に記載された旅券は、外務省又は在外公館において失効処理がなされた後、当該旅券の旅券番号、発行年月日、失効年月日が官報に掲載され、海外に通知されるため、後日当該旅券が発見されても使用することはできません。

提出書類	□警察盗難届出立証書　□遺失物届出立証書　□罹災証明　□その他（　　）
外務省記載欄	□ 本人　□ 代理

届出に必要な書類等
一、写真　一葉
二、公用旅券の紛失又は焼失を立証する書類（当方がその書類を求めた場合に提出してください。）

（令和五年三月改正）